

第2次北秋田市国土利用計画

平成28年3月

北秋田市

目 次

前 文	1
1. 市土の利用に関する基本構想	2
(1) 市土利用の基本方針	2
(2) 利用区分別の土地利用の基本方向	4
2. 市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標	6
(1) 市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標	6
(2) 利用区分ごとの概要	7
3. 2に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要	8
(1) 公共の福祉の優先	8
(2) 土地利用に関する法律等の適切な運用	8
(3) 地域整備施策の推進	8
(4) 国土の保全と安全性の確保	8
(5) 環境保全と美しい国土の形成	9
(6) 土地利用の転換の適正化	9
(7) 土地の有効利用の促進	10
(8) 土地に関する調査の推進及び成果の普及啓発	10

前 文

この計画は、国土利用計画法第8条の規定に基づき、北秋田市の区域における土地（以下「市土」という。）の利用に関する基本な事項を定めたものであり、土地利用の長期的構想として、土地利用行政の指針となるものである。

本計画の策定にあたっては、国及び県の国土利用計画を基本とし、北秋田市総合計画基本構想に即して策定したものであり、これらの計画が改定された場合のほか、土地利用をめぐる社会・経済状況の変化に対応し、適宜計画と実績に検証を加えながら必要に応じ見直しを行うものである。

1. 市土利用に関する基本構想

(1) 市土利用の基本方針

ア. 北秋田市の特徴

本市は、秋田県の北部中央に位置し、区域面積が 1,152.76 km²と秋田県全体の約 10%を占め、山林等の占める比率が高いため可住面積は、全体の 16.4%程度の約 188.8km²となっている。

県都秋田市から北東へ約 60 km、東には大館市と鹿角市、西には能代市が隣接し、本市の中心部にある JR 鷹ノ巣駅からの距離は、大館市が約 17 km、能代市と鹿角市が約 30 kmとなっている。

奥羽山系の山々に源を発する米代川中流部の鷹巣盆地を中心とし、この盆地と米代川支流の阿仁川や小阿仁川などの河川流域に市街地や集落が点在している。

気候は、内陸性で年較差が激しく、冬季は低温で山間部は積雪量が多いため、森吉地域と阿仁地域は、特別豪雪地帯に指定されている。

市の南部に森吉山県立自然公園を擁するなど、優れた自然景観や山岳溪流に恵まれ、豊かな自然環境が残されると共に、太平湖、安の滝、マタギ狩猟文化や鉱山文化等があり、自然や文化とふれあう観光・レクリエーションゾーンとなっている。

交通体系は、東西には国道 7 号と JR 奥羽本線、南北には国道 105 号及び 285 号と秋田内陸線が整備されているほか、東京便が定期便として運航されている大館能代空港が主要な交通網を形成している。

日本海沿岸東北自動車道は、平成 28～29 年度中に大館市（二井田真中 IC）から北秋田市（あきた北空港 IC（仮称）・あきた北空港 IC（仮称））までの区間が全線開通し、さらに「あきた北空港 IC（仮称）」から能代市（二ツ井白神 IC）方面への接続に向けて、二ツ井今泉道路と鷹巣西道路の整備も進められている。

人口は、平成 22 年の国勢調査では 36,387 人で、平成 12 年の国勢調査と比較すると 10 年間で 13.5%減少しており、世帯数は 13,600 世帯前後の横ばいで推移していたものの、平成 22 年の国勢調査では 12,873 世帯へ減少に転じている。

年代別の人口構成は、年少人口（15 歳未満）9.9%、生産年齢人口（15～64 歳）53.7%、老年人口（65 歳以上）36.4%であり、県の平均（年少人口 13.7%、老年人口 23.5%）以上に少子高齢化が進んでいる。

産業別の就業人口は、第 1 次産業と第 2 次産業の従事比率が県平均より高く、第 3 次産業の比率が低くなっている。

農業指標は、平成 12～22 年までの 10 年間で、農家数（販売農家）は 39.8%、農業就業人口は 30.0%それぞれ減少している。

平成 22 年の農林業センサスでは、林家（保有山林 1ha 以上）が多く、林家数は 2,881 戸で、農家数 2,643 戸とほぼ同数となっている。

工業指標は減少傾向にあり、平成 25 年の工業統計調査では従業者数 2,224 人、製造品出荷額 2,596 百万円となっている。

平成 24 年の経済センサス活調査では、小売事業所数は 348 事業所、小売業年間販売額は 38,186 百万円となっている。

イ．北秋田市の発展の方向性

本市の最上位計画である「第2次北秋田市総合計画」（基本構想：平成28～37年度）では、少子高齢化の進展による人口の減少傾向の加速化、それに伴う経済規模の縮小や地域活力の低下を地域の主要な課題とし、地方分権の推進により、地方公共団体の果たす役割への期待と市民との協働に対する重要性が増している中、更なる行財政運営の再構築が求められるとしている。

これらの課題の克服に向け、目指すべき将来都市像として「住民が主役の“もり”のまち ～森吉山などの自然を活かし、ぬくもりや見まもりで地域をもり上げる～」と掲げ、これを実現するために「自然資源を活かして、自然と上手く暮らす、活用する」「市民交流を進め、地域の支え合い及び賑わいを創出する」をキーワードとして重点的に取り組み、真に暮らしやすいまちを目指すこととしている。

ウ．市土利用の基本方針

市土は、現在及び将来における市民のための限られた資源であり、生活や生産などの諸活動の共通の基盤である。

このため、市土の利用については、公共の福祉を優先させ、健康で文化的な生活環境の確保と市土の均衡ある発展を図ることを基本方針として、総合的かつ計画的な土地利用を図る。

また、本市の特徴と発展の方向性を踏まえ、北秋田都市計画マスタープランや農業振興地域整備計画との整合性を保ち、都市的土地利用の高度化や自然的土地利用の適正な保全や計画的な土地利用転換等により市土利用の量的調整を図る。

さらに、安全や安心の向上や自然と共生する持続可能な土地利用及び美しい市土の形成等による市土利用の質的な向上を図る。

(2) 利用区分別の土地利用の基本方向

市土利用の基本方針を踏まえ、利用区分別の土地利用の基本方向は次のとおりである。

ア. 農用地

農用地については、将来にわたり食糧の安定供給を確保するための基礎的な土地資源であり、その整備保全に努める。

また、農用地の生産性を高めるため土地基盤の整備を推進すると共に、優良農地確保と低コスト化を促進し、新規就農者の確保、集落営農組織・大規模農家の法人化支援、六次産業化を含む北秋田ブランドの確立等により一層の農業経営の確立を図る。

イ. 森林

森林については、木材生産をはじめとした経済的機能のみならず、市土の保全、水資源かん養、保健休養、自然環境の保全等の公益的機能を通じ市民生活に大きく寄与していることから、これらの多面的機能を総合的に発揮させるため、木質バイオマス利用等を含め持続可能な森林経営の確立に向けた森林の保全・整備を図る。

また、森吉山県立自然公園をはじめ、恵まれた自然環境を後世に伝えるため森林生態系の保全にも努める。

ウ. 原野

原野のうち、湿原、水辺植生、野生鳥獣の生息地など貴重な自然環境を形成するものについては、生態系及び景観の維持等の観点からその保全を図り、その他の原野については、環境の保全に配慮しつつ有効な利用への転換を図る。

エ. 水面・河川・水路

水面及び河川については、氾濫地域における安全性の確保や今後予想される水需要の増加に対応した資源の確保を図ると共に、観光的要素も加味して自然環境に配慮しながら親水空間の確保に努める。

水路については、農業用等の用排水路の整備や集落周辺の環境整備を推進するために必要な用地の確保を図る。

オ. 道路

高速道路及び一般道については、交流人口の拡大に向けた交流基盤、市土の有効利用及び良好な生活、生産基盤の整備拡充を推進するため重要な役割を担っていることから道路整備に必要な用地の確保を図る。

また、その整備にあたっては、安全性や快適性に留意して環境保全に十分に配慮する。

農道及び林道については、農林業の生産性の向上と農林地の適正な管理に必要な用地の確保を図り、その整備にあたっては、自然環境の保全に十分に配慮する。

カ. 宅地

住宅地については、人口減少社会に対応した秩序ある市街地を形成するため、住宅地周辺の生活関連施設の整備を計画的に進めながら、良好な住環境を形成するために必要な用地の確保を図る。

市街地においては、環境の保全や防災上の観点に配慮しつつ、空家や空地など既存のストックを活用しながら土地利用の高度化に努め、また農山村部においては、地域コミュニティの維持を図りつつ、安全性の向上やゆとりと潤いのある居住環境を創出する。

工業用地については、高速交通体系の整備に伴う良好な立地条件を活かした企業の誘致による雇用の創出が市勢発展に欠かせないことから、周辺環境及び自然環境との調和に配慮しながら適正な配置を行い、工場の立地に必要な用地の確保を図る。

事務所、店舗、その他の宅地については、空き店舗の活用や消費者ニーズへの対応などによる既存商店街の活性化や地域への波及効果が期待される商業施設用地の確保など、都市機能の拡充による市街地整備のため、都市計画用途地域と農振農用地の調整を図り、良好な環境の形成に配慮しながら必要な用地の確保を図る。

キ. その他

文教施設や厚生福祉施設など公共用施設用地については、市民の生活上欠くことのできないものであるため、行政需要の増大と多様化に対応しつつ、中心市街地の活性化による賑わいの創出や公共施設の均衡配置及び環境保全に留意しながら必要な用地の確保を図る。

都市公園などのレクリエーション用地については、市民の余暇活動の場や都市との交流の場として、自然環境の保全を図りながら確保に努める。

2. 市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

(1) 市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

ア. 基準年次及び目標年次

本計画は、平成 25 年を基準年次とし、平成 37 年を目標年次とする。また平成 32 年を中間の目標年次として参考表示する。

イ. 目標年次における人口及び世帯数

本計画の基礎的な前提となる人口については、第 2 次北秋田市総合計画における目標人口に沿い平成 32 年は 29,956 人とし、平成 37 年は 27,018 人と推計する。

世帯数については、平成 32 年は 11,439 世帯とし、平成 37 年は 10,710 世帯と推計する。

ウ. 利用区分

市土の利用区分は農用地、森林、原野、水面・河川・水路、道路、宅地、その他に区分する。

エ. 目標設定の方法

利用区分ごとの規模の目標については、利用区分別土地利用の現況と推移をもとに将来人口や産業など社会的変化等を勘案して、利用区分別に必要な土地面積を予測して土地利用の実態との調整を行い定める。

オ. 目標年次における規模の目標

市土の利用に関する基本構想に基づき、平成 32 年と平成 37 年の利用区分ごとの規模の目標は、次表のとおりとする。

表 市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

(単位：ha、%)

	基準年次	目標年次		構成比		
	平成 25年	平成 32年	平成 37年	平成 25年	平成 32年	平成 37年
1. 農用地	6,401	6,365	6,346	5.6	5.5	5.5
農地	6,400	6,364	6,345	5.6	5.5	5.5
採草牧地	1	1	1	0.0	0.0	0.0
2. 森林	97,620	97,578	97,557	84.7	84.7	84.6
3. 原野	3	2	2	0.0	0.0	0.0
4. 水面・河川・水路	2,499	2,502	2,502	2.2	2.2	2.2
5. 道路	1,852	1,928	1,965	1.6	1.7	1.7
6. 宅地	1,391	1,405	1,416	1.2	1.2	1.2
住宅地	758	759	760	0.7	0.7	0.7
工業用地	60	61	61	0.1	0.1	0.1
その他宅地	573	586	595	0.5	0.5	0.5
7. その他	5,491	5,497	5,489	4.8	4.8	4.8
合 計	115,257	115,276	115,276	100.0	100.0	100.0
市街地	161	161	161	0.1	0.1	0.1

※ 構成比は、小数点第2位を四捨五入しており、計が100 とならない。

(2) 利用区分ごとの概要

農用地は、優良農地の確保を図りつつ、日本海沿岸東北自動車道(鷹巣大館道路、二ツ井今泉道路、鷹巣西道路等)の整備や合川小学校及び伊勢堂岱遺跡ガイダンス施設等の公共施設整備のほか、小規模な住宅地化などによる転換を見込み55ha減少し6,346haを見込む。

森林は、主に上記の道路の整備建設や市道及び林道整備などにより、63ha減少し97,557haを見込む。

水面・河川・水路は、米代川の整備に伴う増加等により、3ha増加し2,503haを見込む。

道路は、平成28～29年度中に「二井田真中IC」から「鷹巣IC(仮称)」が開通する鷹巣大館道路やその後の供用が予定されている二ツ井今泉道路及び鷹巣西道路等の整備延伸などにより、113ha増加し1,965haを見込む。

住宅地は、小規模転用などによる宅地化により2ha増加し760haを見込み、工業用地は、既存工業団地への企業誘致の促進などにより1ha増加し61haを見込む。

その他宅地は、事務所・店舗など商業施設の開発などにより22ha増加し595haを見込む。

その他は、平成27年度に新設した合川小学校や平成28年度にオープンする伊勢堂岱遺跡ガイダンス施設の整備のほか、低未利用地の工業用地への転用や道路整備などにより2ha減少し5,489haを見込む。

3. 2に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

(1) 公共の福祉の優先

市土については、公共の福祉を優先させると共に、その所在する地域の自然や文化、社会や経済などの諸条件に応じた適正な利用が図られるよう努める。

(2) 土地利用に関する法律等の適切な運用

土地基本法や国土利用計画法及びその他関連する土地利用関連法の適切な運用により、土地利用の計画的な調整を推進し、適正かつ合理的な土地利用の確保と地価の安定を図る。

(3) 地域整備施策の推進

地域の特性を活かしながら調和のとれた居住環境の整備と産業基盤の整備を図るため、主要基幹道路や生活関連道路など交通体系の整備、社会福祉施設など公共施設の整備、商業施設など民間活力導入による都市機能の拡充、農林業や地場産業などの育成並びに企業誘致を促進し、恵まれた自然を保全しつつ地域整備を推進する。

(4) 市土の保全と安全性の確保

市土の保全と安全性の確保のため、水系ごとの治水施設等の整備と流域内の土地利用との調和に配慮しながら、適正な土地利用を図ると共に、市土の保全施設の整備を推進する。

水供給体制の確保のため、安定した水資源の確保や水利用の合理化、市民の節水意識の高揚など総合的な対策を推進する。

森林のもつ市土の保全機能の向上を図るため、保安林及び治山施設の整備を進めると共に、流域を基本的単位とした地域特性に応じた森林の管理を推進する。

地域材の生産、流通及び加工段階における条件整備や林業の担い手の育成等を進めて山村地域における生活環境の向上を図るなど森林管理のための基礎条件の整備を推進する。

土砂災害警戒区域や浸水想定区域などの区域にある住宅地等においては、法規制などにより災害に配慮した土地利用への誘導を図ると共に、市土の保全施設や地域防災拠点の整備、災害時の避難対策や情報伝達システムの構築等を推進する。

(5) 環境保全と美しい市土の形成

自然と共生し、持続的に発展する地域社会の形成に向けて、下水道施設の充実やリサイクルの推進によるごみの減量と資源化に取り組み、環境への負荷の少ない循環型社会づくりを進める。

エコ意識の普及啓発やバイオマス発電、小水力発電など地域の特性に合わせた再生可能エネルギーを公共施設等に導入するなど地球温暖化防止対策を推進する。

森吉山県立自然公園をはじめ、米代川や阿仁川などの豊かな自然は、地域の自然環境を支える重要な基盤である。この豊かな自然との共生に向け、ごみの不法投棄防止策やクリーンアップなどの美化活動を推進すると共に、市民の環境に対する意識啓発に努め、市民と行政が一体となった保全活動を推進し、地域の貴重な財産である豊かな自然の保護・育成に努める。

(6) 土地利用の転換の適正化

ア. 農用地の利用転換

道路、宅地など農業以外の土地利用が予測されることから、他の土地利用との計画的な調整をしながら食糧生産の確保と農業経営の安定を図り、地域農業に影響を与える無秩序な転換を抑制し、優良農地が確保されるよう適正な土地利用を図る。

イ. 森林の利用転換

森林の保持と育成や林業経営の安定に留意しつつ、災害防止、環境保全、水資源かん養、保健休養等の森林のもつ諸機能を十分に考慮すると共に、周辺の土地利用と調整して適正な土地利用を図る。

ウ. 原野の利用転換

さまざまな利用の可能性がある一方で、自然環境を保全する上で重要な地域となっている場合も多いため、実態を十分調査して、地目転換には慎重を期すると共に、周辺の土地利用と調整して適正な土地利用を図る。

エ. 大規模な土地の利用転換

大規模な土地の利用転換による影響は広範囲に及ぶため、周辺地域を含めて十分な事前調査を行い、市土の保全と安全性の確保、環境の保全に十分考慮して適性な土地利用を図る。

(7) 土地の有効利用の促進

ア. 農用地

農用地については、土地改良など農業基盤の整備を計画的に推進して農業生産における有効利用を図る。なお、低利用地については、その地域の特性に応じた有効利用を図る。

イ. 森林

森林については、森林資源の整備を計画的に推進し、木材生産機能及び公益的機能の増進を図る。また、景観や防災機能の確保、自然とのふれあいの場、青少年の教育の場などの総合的な利用を促進する。

ウ. 水面・河川・水路

水面・河川・水路については、治水及び利水の機能に留意しながら、生物の多様な生息・生育環境としての機能の発揮のために必要な水量と水質の確保を図ると共に、地域の景観と一体となった水辺空間や人とのふれあいの場の形成を促進する。安定した内水面漁業の振興に向け、河川等の生産環境の保持・改善を図る。

エ. 道路

道路については、交通機能の充実はもとより、上下水道、通信施設等の収容などの有効利用を図ると共に、道路緑化等により美しい市土の形成を促進する。

オ. 宅地

住宅地については、世帯数が減少していること現状を踏まえ、宅地の無秩序な拡散を抑制する観点から空地や空家などの活用による再利用・再開発を促進し、持続可能でコンパクトな市街地の形成し、防災性の向上とゆとりある快適な環境の確保に努める。

工業用地については、周辺環境との調和と公害防止、既存の工業団地の有効活用を図り、工場の立地動向や産業構造の変化などのニーズを踏まえ、必要に応じて用地の確保と適切な立地に努める。

(8) 土地に関する調査の推進及び成果の普及啓発

市土の適切な利用を図るため、地籍調査など土地利用の状況及び地域の自然的・社会的条件などの基礎的な調査を推進すると共に、本計画の総合性及び実効性を高めるため、住民による市土の保全と利用への理解を促し、調査結果の普及及び啓発に努める。